

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2497, 2474, 2498)

平成23年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成24年9月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成23年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成23年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約210万件、輸入重量で約3,341万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成23年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成23年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行ったところです。

このたび、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況並びに輸出国における協議等について詳細を取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



1. 平成23年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成23年度計画：164食品群、86,117件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成23年4月1日現在：全輸出国対象の17品目及び31カ国・1地域対象の90品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

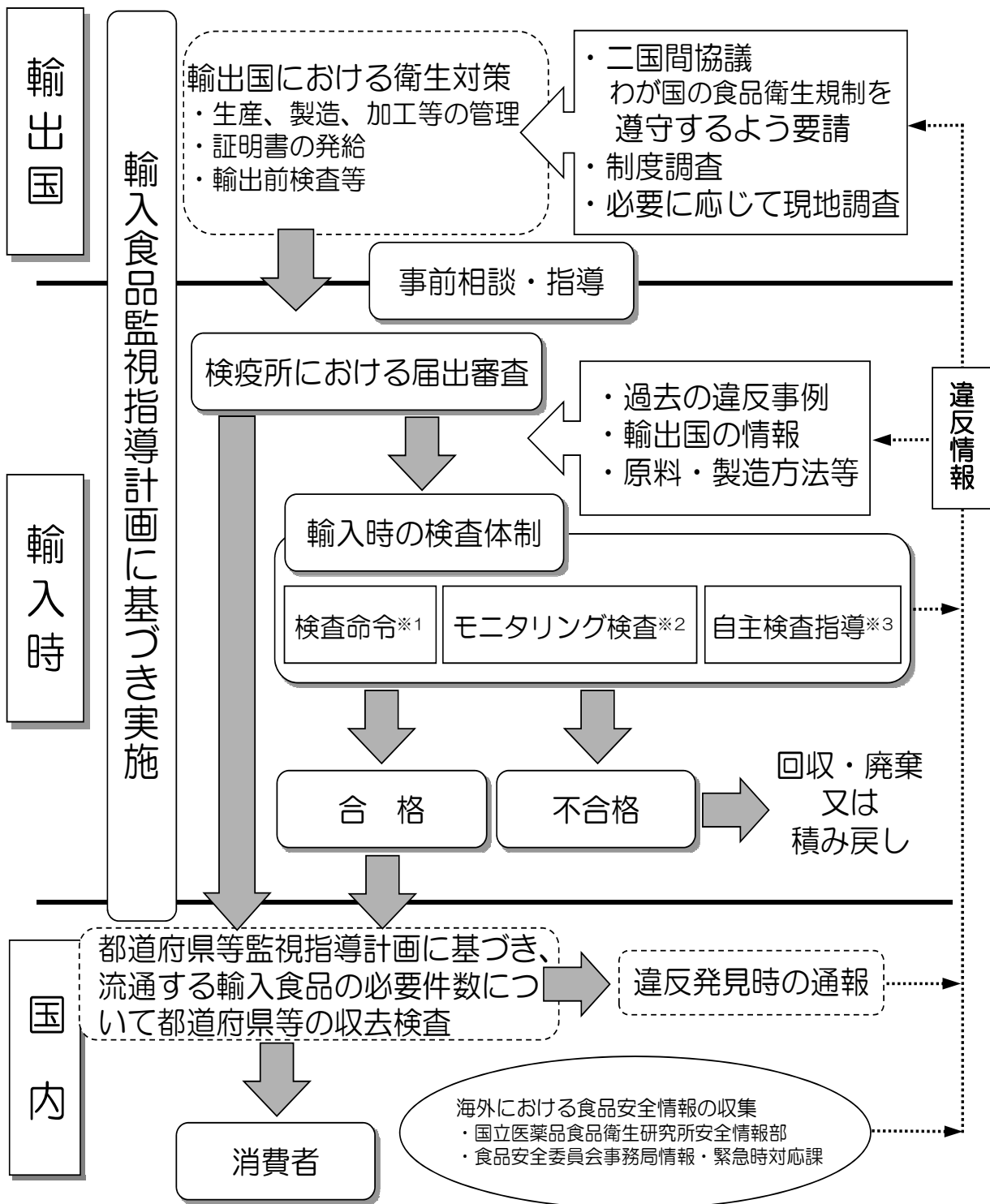
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※2：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

2. 平成23年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、食品安全基本法第4条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第27条に基づく輸入届出時における審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性の審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成23年度の届出・検査・違反状況（**表1**）

をみると、輸入届出件数は2,096,127件であり、輸入届出重量は33,407,240トンであった。これに対し、231,776件（11.1%）について検査を実施し、このうち1,257件（延べ1,306件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成23年度は延べ86,117件の検査を計画した。

ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を383名から393名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。また、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は530項目から534項目に、残留動物用医薬品は152項目から160項目に拡大して実施した。

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう年度途中における計画の見直しを行った。

平成23年度のモニタリング検査実施状況（**表2**）をみると、延べ86,117件の計画に対し、延べ91,330件（実数49,799件）（延べ件数に対する実施率：106%）を実施し、このうち156件（延べ159件）を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し（**表3**）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の可能性が高いと見込まれる食品については、輸入の都度検査を実施する検査命令（**表4**）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（**表5**）の対象とし



保税倉庫での検体採取

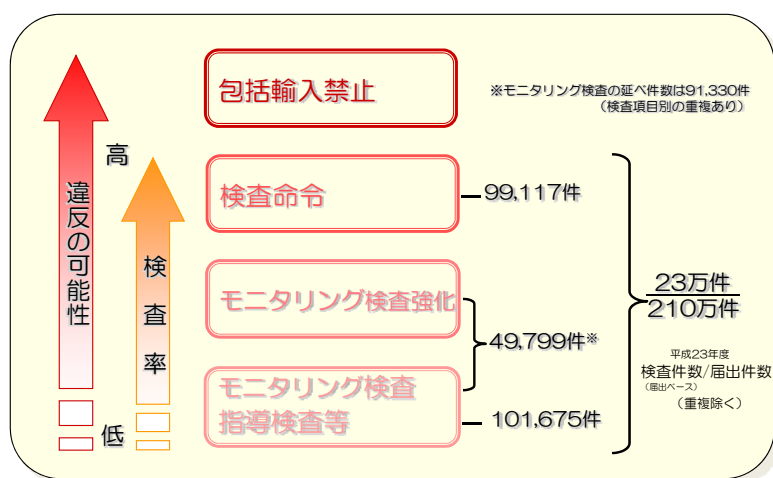
て検査強化を図った。

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 24 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 27 カ国・1 地域対象の 79 品目を検査命令の対象としており、平成 23 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、99,117 件（延べ 150,340 件）を実施し、このうち 442 件（延べ 453 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況（※違反件数については延べ数）

違反件数 1,306 件について、事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 768 件（58.8%：違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 354 件（27.1%）、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 82 件（6.3%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 79 件（6.0%）、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反の 18 件（1.4%）、食肉の衛生証明書に係る 9 条違反 5 件（0.4%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-①）が 230 件（17.6%：違反件数（1,306 件）に対する割合）が最も多く、次いで残留農薬に係る違反事例（表 8-②）が 226 件（17.3%）、有害、有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-③）225 件（17.2%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-④）208 件（15.9%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑤）133 件（10.2%）、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表 8-⑥）129 件（9.9%）、器具、容器包装規格に係る違反事例（表 8-⑦）82 件（6.3%）、おもちゃ規格に係る違反事例（表 8-⑧）18 件（1.4%）の順となっている。

微生物規格に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、中国が 79 件（34.3%：微生物規格に係る違反件数（230 件）に対する割合）、次いでベトナム 35 件

(15.2%)、タイ 22 件 (9.6%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(細菌数、大腸菌群、E. coli(大腸菌))が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-②)を国別にみると、中国が 47 件 (20.8% : 残留農薬に係る違反件数(226 件)に対する割合)、次いでガーナ 28 件 (12.4%)、メキシコ 23 件 (10.2%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、アスパラガスのアメトリン、ガーナでは、カカオ豆のイミダクロプリド、メキシコでは、アボカドのメタミドホスなどが上位を占めている。

有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例(表 8-③)を国別にみると、米国が 73 件 (32.4% : 有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数(225 件)に対する割合)、次いで中国 33 件 (14.7%)、イタリア 32 件 (14.2%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこし、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、非加熱食肉製品のリステリア菌などが上位を占めている。

添加物に係る違反事例(表 8-④)を国別にみると、中国が 37 件 (17.8% : 添加物に係る違反件数(208 件)に対する割合)、次いで米国 35 件 (16.8%)、フィリピン 11 件 (5.3%)、フランス 11 件 (5.3%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、漬け物等の甘味料、米国では、シロップの保存料の使用基準違反、フィリピン、フランスでは、菓子類への指定外添加物の使用などが上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-⑤)を国別にみると、ベトナムが 99 件 (74.4% : 残留動物用医薬品に係る違反件数(133 件)に対する割合)、次いで中国 22 件 (16.5%)、タイ 4 件 (3.0%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えびのエンロフロキサシン、中国では、鶏肉のフラゾリドン、タイでは、えびのサルファ剤などが上位を占めている。

腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例(表 8-⑥)を国別にみると、タイが 47 件 (36.4% : 腐敗、変敗、カビの発生に係る違反件数(129 件)に対する割合)、次いで米国 37 件 (28.7%)、カナダ 27 件 (20.9%) と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、タイでは、米、米国では、小麦、カナダでは、菜種などが上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例(表 8-⑦)を国別にみると、中国が 40 件 (48.8% : 器具、容器包装に係る違反件数(82 件)に対する割合)、次いで韓国 11 件 (13.4%)、米国 5 件 (6.1%) と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製が 67 件と最も多くなっている。

おもちゃに係る違反事例(表 8-⑧)を国別にみると、中国が 17 件 (94.4% : おもちゃに係る違反件数(18 件)に対する割合)で、カナダが 1 件 (5.6%) と続いている。これらの主な違反事例をみると、小麦粘土からの指定外着色料の溶出が 11 件と最も多くなっている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 23 年度において

は、イギリスにおける肝毒性の疑いがあるバターバーの自主回収、メキシコにおける生鮮パイヤ及び米国における健康食品のサルモネラ汚染、イタリアにおけるアーモンド詰めオリーブ製品によるボツリヌス菌の健康被害発生などについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表9）を行い、輸入実績が確認された場合には、回収等の措置を指示した。

また、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成23年度中に計9,621検体を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成23年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査等を行った（表10）。

フィリピン産マンゴーについて、平成24年3月13日から3月16日にかけて、農薬管理体制確認のため、現地調査を実施した。

カナダ産牛肉については、平成23年8月30日から9月2日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

米国産牛肉については、平成23年11月6日から11月19日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換え作物及び食肉の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。



(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進

平成21年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を平成23年度においては、韓国、ベトナム、フィリピン及び台湾について実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った（表11）。

① 韓国

昨年度実施した調査のフォローアップとして、平成23年6月に実施された政府担当部門の一部組織改変後の管理体制に関する情報収集、対日輸出水産食品の衛生管理に関する意見交換、水産加工施設の視察を行った。また、輸入食品等事前確認制度により登録された農産加工品の衛生管理について調査を行った。

② ベトナム

昨年度実施した調査のフォローアップとして、平成23年7月の食品安全法

施行後の状況及び関連指針の策定状況、対日輸出水産食品の残留農薬・動物用医薬品及び衛生管理等についてベトナム政府担当部門との意見交換を行った。また、養殖池、水産加工施設及び残留農薬等の検査施設を視察し、管理状況について調査を行った。

③フィリピン

食品衛生に関する行政機関の組織、役割、連携及び安全性確保の取組み等について調査を行った。さらに、対日輸出農産食品について、フィリピン政府が実施する我が国の残留農薬基準に適合させるための使用農薬の種類、使用等の管理、また、ドリフトによる汚染の防止対策、輸出時の残留農薬検査などについて調査を行った。

④台湾

台湾における対日輸出食品の衛生管理体制について、台湾政府担当部門との意見交換を行い、対日輸出水産食品及び農産食品にかかる残留農薬及び残留動物用医薬品の管理について調査した。また、水産食品について、政府が管理を行っている検査システムについて調査を行った。

(8) 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検査検疫総局との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなった。

平成 23 年度は、11 月に第二回閣僚級会議（於中国）、7 月及び 11 月に第二回（於日本）及び第三回（於中国）実務者レベル協議及び現地調査を行った。

第二回閣僚会議では、昨年度の二国間の協力内容を定めた行動計画の結果を確認するとともに、今年度の行動計画について合意した。

第三回実務者レベル協議では、日本側からは、アスパラガス、ねぎ等の残留農薬及び豚肉の残留動物用医薬品について改善対策を要請した。また、落花生のカビ毒についても、日本におけるアフラトキシンの判断指標及び検査法の変更を説明するとともに、安全対策を要請した。中国側からは、鶏肉における検査命令解除及び日本産食品の放射性物質汚染に関する情報提供等について要請があった。協議に併せて、輸入自粛措置が解除された冷凍調理ほうれんそうの製造施設、また、落花生の農場や加工施設の管理状況について現地調査を実施した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ukt5.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/h231114-17.html>

(9) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第

17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分¹の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の検査命令による違反率が 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 23 年度においては、メキシコ産アボカド(アセフェート及びメタミドホス)及びオーストラリア産綿実(アフラトキシン)について、衛生管理状況を確認するとともに改めて改善対策を要請した。この結果、平成 23 年度において当該措置の発動対象となる品目はなかった。

(10) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。平成 23 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導(いわゆる輸入相談)実績(表 12)をみると、品目別に 27,334 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 354 件(延べ 419 件)であった。

法に適合しない事例を条文別(表 13)にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の延べ 212 件(50.6%：違反件数(419 件)に対する割合)が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の延べ 188 件(44.9%)と続いている。

また、国別にみると(表 14)、米国が延べ 73 件(17.4%：違反件数(419 件)に対する割合)と最も多く、次いでフランス延べ 37 件(8.8%)、オーストラリア延べ 36 件(8.6%)と続いている。主な違反事例をみると、米国では、健康食品に対する指定外添加物の使用、フランスでは、菓子への指定外添加物の使用、オーストラリアではリキュール類に対する保存料の対象外使用などの違反事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



(11) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホー

ムページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において違反が発見された輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 23 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,096,127	33,407	231,776 (99,117) ^{※3}	11.1	1,257 (442) ^{※3}	0.1 (0.4) ^{※3}
(前年度実績) 2,001,020	31,802	247,047	12.3	1,376	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、輸出国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 23 年度)

食品群	検査項目※	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,238	2,223	1
	残留農薬	1,879	2,010	0
	成分規格等	716	765	0
	放射線照射	29	16	0
	SRM除去	-	4,367	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	2,152	2,316	0
	残留農薬	953	1,229	0
	添加物	1,156	1,398	0
	成分規格等	3,076	2,863	9
	放射線照射	5	0	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	2,717	2,781	7
	残留農薬	2,003	2,491	0
	添加物	237	258	0
	成分規格等	720	944	0
	放射線照射	29	8	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,149	4,559	7
	残留農薬	3,194	3,900	1
	添加物	1,876	2,301	4
	成分規格等	4,544	5,177	22
	放射線照射	5	6	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	1,035	1,824	0
	残留農薬	11,674	13,062	40
	添加物	1,074	1,113	0
	成分規格等	1,303	1,497	0
	カビ毒	2,807	2,983	4
	遺伝子組換え食品	363	370	0
	放射線照射	10	17	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	299	325	0
	残留農薬	11,203	10,216	17
	添加物	4,433	4,934	0
	成分規格等	1,794	2,084	11
	カビ毒	2,572	2,422	3
	遺伝子組換え食品	119	75	1
	放射線照射	479	344	1
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	-	8	0
	残留農薬	537	702	0
	添加物	3,046	2,990	7
	成分規格等	926	709	2
	カビ毒	717	837	0
	放射線照射	-	2	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	358	402	0
	添加物	956	1,223	0
	成分規格等	776	735	1
	カビ毒	118	113	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,840	2,731	18
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		86,117	91,330 実施率約106%	156

※検査項目の例

- ・抗生物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌 O26、O104、O111 及び O157 並びにリステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

表 3 平成 23 年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目(平成 24 年 3 月 31 日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ごぼう	アルジカルブスルホキシド、クロルピリホス、ホキシム
	鰻加工品(冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)	細菌数、大腸菌群
	えび	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン
	しょうが	BHC、クロルピリホス
	未成熟いんげん	フェンプロパトリン、プロフェジン
	ねぎ	テブフェノジド、フィプロニル
	まつたけ	アセトクロール、クロルピリホス
	レイシ(ライチ)	イマザリル、ジフルベンズロン
	柿の葉	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
	あさり加工品	クロラムフェニコール
	鰻	イベルメクチン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	大粒落花生	BHC
	きくらげ	ビフェントリン
	黒ごま調整品	アフラトキシン
	ごまの種子	2,4-D
	さば加工品	マラカイトグリーン
	だいこん	イソプロカルブ
	チュウゴクモクズガニ	フラゾリドン
	鶏肉	フラルタドン
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン
	二枚貝	プロメトリン
	にんじん	メタミドホス
	ハスの種子	アフラトキシン
	はぜ	クロラムフェニコール
	はたけな	ジメトモルフ
	ブロッコリー	ハロキシホップ
	やまもも	4-クロルフェノキシ酢酸
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※4}
	養殖えび	フラゾリドン
ローヤルゼリー	クロラムフェニコール	
わけぎ	ピリメタニル	

対象国・地域	対象食品	検査項目
米国	アーモンド	2,4-D
	いちご	プロピコナゾール
	小粒落花生	グリホサート
	セロリ	ビフェントリン
	パセリ	クロルピリホス
	ミックススパイス	アフラトキシン
	レッドカラント	プロピコナゾール
	レンズ豆	2,4-D
韓国	青とうがらし	ジフェノコナゾール、ピテルタノール
	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	あげまきがい	エンドスルファン
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※4}
	エゴマ	ルフェヌロン
	タイラギガイ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	トマト	シエノピラフェン
	養殖ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i>
インド	ささげ	テブコナゾール
	ディルの種子	トリアゾホス
	とうがらし	エチオン
	発酵茶	トリアゾホス
	ひよこ豆	グリホサート
タイ	えび	オキシテトラサイクリン、スルファジアジン、スルファジメトキシム、フラゾリドン
	未成熟えんどう	ジニコナゾール、ジフェノコナゾール、フェンプロコナゾール、プロピコナゾール
	養殖えび	オキシソリニック酸
	冷凍カットマンゴー	プロピコナゾール
	レモングラス	EPN
台湾	えだまめ	ハロキシホップ
	バナナ	アセタミプリド
	養殖鰻	フラルタドン
ブラジル	牛肉	イベルメクチン
	小麦	メタミドホス
	コーヒー豆	フルトリアホール
ベルギー	チョコリ	チアベンダゾール
	ほうれんそう	ボスカリド
	リーキ	ジフェノコナゾール

対象国・地域	対象食品	検査項目
イタリア	アーモンド加工品	アフラトキシン
	うるち精米	ピリミホスメチル
オーストラリア	マンゴー	フルジオキソニル
	りんごジュース	パツリン
オランダ	だいこん	ボスカリド
	セルリアック	ジフェノコナゾール
フランス	ブラックカラント	フルシラゾール
	レンズ豆	ピペロニルブドキシド
インドネシア	養殖えび	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン、ニトロフラントイン、フラゾリドン
	えび	エンロフロキサシン
エチオピア	コーヒー豆	DDT、クロルデン、ヘプタクロル
ガーナ	カカオ豆	エンドスルファン、クロルピリホス、ピリミホスメチル
ボリビア	ごまの種子	アフラトキシン、クロルピリホス、チアメトキサム
ベトナム	ほうれんそう	クロルピリホス、ジメトモルフ
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシン、シペルメトリン
ウクライナ	鶏卵	フラゾリドン
グアテマラ	コーヒー豆	2,4-D
スーダン	ごまの種子	カルバリル
スペイン	洋菓子	アフラトキシン
チリ	さけ・ます	オキシテトラサイクリン
ドイツ	ミックススパイス	アフラトキシン
ナイジェリア	コラの実(コーラ・ナッツ)	BHC
ネパール	クミンの種子	プロフェノホス
パキスタン	クミンの種子	イプロベンホス
パラグアイ	ごまの種子	イミダクロプリド
バングラディッシュ	ピーナッツ製品	アフラトキシン
フィリピン	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※3}
ブルガリア	ラズベリーの葉	フルシラゾール
マレーシア	えび	エンロフロキサシン
ミャンマー	ターメリック	アフラトキシン
メキシコ	鶏肉	ラサロシド

※1 平成 23 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは 1 年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表 4 に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 23 年6月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 23 年6月～10 月)

表 4 平成 23 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	きくらげ	クロルピリホス
	鰻	フラゾリドン
	とこぶし	フラゾリドン
メキシコ	アボカド	メタミドホス
	グァバ	シベルメトリン
インド	養殖えび	フラゾリドン
韓国	鰻	オフロキサシン
台湾	鰻	フラゾリドン
ベトナム	えび	エンロフロキサシン

表 5 平成 23 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	青とうがらし	シメコナゾール※
	生食用アカガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
	生食用タイラギガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
イタリア	ゴルゴンゾーラチーズ	リステリア菌
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	ホワイトペッパー	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
フランス	ナチュラルチーズ	リステリア菌
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸

※連続した法違反を確認したため、直ちに検査命令を実施した。

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成23年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	10,792	79
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	513	12
	筋子	亜硝酸根	354	2
	フグ	魚種鑑別	3	1
	炭酸水素アンモニウムを含む食品	メラミン	1	0
中国 (28品目)	鶏肉、豚肉、うなぎ、さば、えび、スッポン等	ニトロフラン類、マラカイトグリーン、クレブテロール、テトラサイクリン系抗生物質、エンロフロキサシン等	46,071	18
	野菜、ナッツ、魚介類等 (にんじん、ねぎ、ほうれんそう、落花生、はも等)	アルジカルブスルホキシド、トリアジメノール、アセフェート、クロルピリホス、テブフェノジド等	28,164	27
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	7,425	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	943	4
	ハスの種子、ホワイトペッパー	アフラトキシン	6	0
韓国 (10品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	514	3
	あげまきがい、ミニトマト、パプリカ、とうがらし等	エンドスルファン、フルキンコナゾール、クロルピリホス等	145	1
	活鰻	オキシソリニック酸、オフロキサシン	4	0
	生食用タイラギガイ	腸炎ビブリオ	1	0
タイ (10品目)	野菜、果実等 (グリーンアスパラガス、おくら、コブミカンの葉、ナンキョウ、レモングラス、マンゴー等)	EPN、クロルピリホス、プロフェノホス、プロピコナゾール、シペルメトリン、イマザリル等	1,502	4
イタリア (7品目)	非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ	リステリア菌、腸管出血性大腸菌 O26	868	16
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	79	2
インド (6品目)	ケツメイシ、ターメリック	アフラトキシン	386	9
	養殖えび	フラゾリドン	136	0
	クミンの種子、マンゴー、とうがらし等	プロフェノホス、クロルピリホス、トリアゾホス等	100	5
ベトナム (6品目)	えび、いか	クロラムフェニコール、フラゾリドン、エンロフロキサシン	26,542	97
	えび、ほうれんそう	トリフルラリン、インドキサカルブ	8,502	16
	全ての加工食品	サイクラミン酸	66	0
台湾 (6品目)	養殖鰻	ニトロフラン類	3,093	0
	養殖鰻、にんじん	フェニトロチオン、メタミドホス、アセフェート	2,228	11
	全ての加工食品	サイクラミン酸	59	1
その他(21カ国、総33品目)			11,843	142
合計			150,340	453

表 7 条文別違反事例(平成 23 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	354	27.1	とうもろこし、落花生、ケツメイシ、ハトムギ、ナツメグ、乾燥イチジク、綿実等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	5	0.4	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	79	6.0	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルビン、酒石酸カリウムナトリウム、キノリンイエロー、ブリリアントブラックBN、キシレンイエロー、ヨウ素化塩、一酸化炭素、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル等の指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	768	58.8	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ポリソルベート類、ソルビン酸等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	82	6.3	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	18	1.4	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合計	1,306(延数) ^{※1} 1,257(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8-① 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 23 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(魚類)	細菌数(10)、大腸菌群(7)、E. coli (2)	79
	冷凍食品(野菜)	E. coli (8)、細菌数(5)、大腸菌群(3)	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(4)、大腸菌群(2)、E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(6)	
	加熱食肉製品	大腸菌群(4)、E. coli	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(4)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(4)	
	冷凍食品(いか)	細菌数(4)	
	冷凍食品(えび)	細菌数(2)、E. coli	
	冷凍食品(畜産物)	細菌数(2)、E. coli	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(2)、大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群(3)	
	生食用冷蔵鮮魚介類	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	
	ゆでがに	細菌数	
ベトナム	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(11)、細菌数(4)	35
	冷凍食品(えび)	E. coli (3)、細菌数(3)、大腸菌群	
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群(4)	
	冷凍食品(いか)	細菌数(2)、大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
	ゆでだこ	細菌数	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
タイ	冷凍食品(えび)	大腸菌群(5)、細菌数(3)、E. coli	22
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(2)、大腸菌群(2)	
	冷凍食品(果実)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(2)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	

生産国	品目分類	違反内容	件数*
韓国	冷凍食品(魚類)	細菌数(3)、大腸菌群(3)	15
	冷蔵あかがい	腸炎ビブリオ最確数(MPN)(2)	
	冷蔵たいらぎがい	腸炎ビブリオ最確数(MPN)(2)	
	ゆでがに	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の加工品)	E. coli	
フランス	バター	大腸菌群(5)	11
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数、大腸菌群	
	アイスクリーム	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
インドネシア	冷凍食品(えび)	大腸菌群(2)、細菌数	9
	ゆでだこ	細菌数、大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
フィリピン	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(3)、細菌数	9
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)	
	アイスクリーム	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	
	冷凍食品(畜産物)	E. coli	
台湾	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	8
	冷凍食品(野菜)	細菌数、大腸菌群	
	氷菓	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	細菌数	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数*
イタリア	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群(2)、細菌数	7
	非加熱食肉製品	黄色ブドウ球菌(2)	
	アイスクリーム	大腸菌群	
	バター	大腸菌群	
チリ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(4)	5
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	
米国	アイスクリーム	大腸菌群(2)	5
	清涼飲料水	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
オーストラリア	冷凍食品(果実)	E. coli、細菌数	4
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
インド	粉末清涼飲料	細菌数	3
	冷凍食品(水産動物類)	E. coli	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	
スペイン	アイスクリーム	大腸菌群(2)	3
	清涼飲料水	大腸菌群	
スリランカ	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	2
ペルー	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
マレーシア	粉末清涼飲料	大腸菌群	2
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	
カナダ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
シンガポール	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	1
スウェーデン	冷凍食品(魚類)	細菌数	1
ニュージーランド	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1
ノルウェイ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
ハンガリー	加熱食肉製品	E. coli	1
ミャンマー	冷凍食品(いか)	大腸菌群	1
ルクセンブルク	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	1
ロシア	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1
総計			230

件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 23 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
中国	アスパラガス		アトリン(6)	47
	ピーマン		ジフェコナゾール(5)	
	ねぎ	フィプロニル	アルジカルブスルホキシド(4)	
	あさり		フロメリン(4)	
	きくらげ	クロルピリホス(3)	クロルフェナピル	
	大粒落花生		アセトクロール(3)	
	ごぼう	クロルピリホス、ホキシム	アルジカルブスルホキシド	
	にんじん	トリアジメール(2)	アセフェート	
	しょうが	クロルピリホス	BHC	
	はも	トリフルリン(2)		
	まつたけ		アセトクロール(2)	
	ウーロン茶	トリアゾホス		
	こまつな		インドキサカルブ	
	にんにくの茎		ピリメタニル	
	はたけな	ジメモルフ		
	パプリカ		ピリメタニル	
	やまもも	4-クロルフェノキシ酢酸		
	ラディッシュ		イソプロカルブ(MIPC)	
	レイシ(ライチ)	ジフルベンシロン		
ガーナ	カカオ豆	イミタクロフリト(16)	フェンハレレート(10)、2,4-D、チアトキサム	28
メキシコ	アボカド	メタミトホス(11)	アセフェート(11)	23
	グァバ	シベルメリン		
ベネズエラ	カカオ豆	シベルメリン	2,4-D(20)	21
エクアドル	カカオ豆	ジウロン(2)	2,4-D(16)	18
ベトナム	えび	トリフルリン(16)		18
	ほうれんそう	クロルピリホス	ジメモルフ	
台湾	鰻	フェントロチオン(9)		13
	にんじん	メタミトホス	アセフェート	
	えだまめ		ハロキシホップ	
	バナナ		アセタミプリト	
米国	セロリ		フェンアミドン(2)、ピフェントリン	11
	レンズ豆	2,4-D(2)		
	アーモンド	2,4-D		
	いちご	プロピコナゾール		
	レッドカラント	プロピコナゾール		
	クミン	プロフェノホス		
	小粒落花生	グリホサート		
	ラズベリーの葉		フルシラゾール	

生産国	品目分類	違反内容		件数※1
		基準値あり	一律基準	
インド	とうがらし	トリアゾホス(2)、エチオン		10
	クミン	プロフェノホス(2)		
	ひよこ豆	グリホサート(2)		
	ささげ		テフコナゾール	
	ディールシード	トリアゾホス		
	発酵茶	トリアゾホス		
韓国	青とうがらし	ピテルタノール	シメコナゾール(2)、ジフェノコナゾール	8
	エゴマ		ルフエヌロン(2)	
	しじみ	エンドスルファン		
	トマト		シエピラフェン	
タイ	コブミカンの葉	プロフェノホス(2)		6
	オオバコエンドロ	クロルピリホス		
	スナッフエンドウ		フェンプロナゾール	
	タガヤサン		プロプロフェジン	
	ニオイタコノキ	クロルピリホス		
オーストラリア	マンゴー		フルジオキシニル(3)	3
イタリア	うるち精米	ピリミホスメチル		2
	パセリ		ジフェノコナゾール	
インドネシア	コーヒー豆		カルバリル(2)	2
パキスタン	クミン		イプロベンホス(2)	2
ブラジル	コーヒー豆		フルトリアホール(2)	2
ベルギー	チコリ	チアベンダゾール		2
	ほうれんそう		ホスカリト	
ボリビア	ゴマの種子	クロルピリホス	チアトキサム	2
オランダ	ハツカダイコン		ホスカリト	1
カナダ	いんげん豆	グリホサート		1
グアテマラ	コーヒー豆		2,4-D	1
ナイジェリア	コーラナッツ		BHC	1
ネパール	クミン	プロフェノホス		1
フランス	レンズ豆	ピペロニルプロキシト		1
ペルー	キノア	メタミトホス		1
ミャンマー	ゴマの種子		イダクロプロト	1
総計				226

※1 件数は、違反内容の延べ件数

表 8—③ 有毒・有害物質及び病原微生物等の国別、品目別、違反内容別違反件数
(平成 23 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数*
米国	とうもろこし	アフラトキシン(53)	73
	落花生	アフラトキシン(10)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(3)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	
	アーモンド	アフラトキシン	
	くるみ	アフラトキシン	
	ナツメグ	アフラトキシン	
	ミックスナッツ	アフラトキシン	
	ミックススパイス	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(17)	33
	ハトムギ	アフラトキシン(3)	
	ふぐ	魚種鑑別(3)	
	あさり	下痢性貝毒(2)	
	とうがらし	アフラトキシン(2)	
	あん類	シアン化合物	
	かきフライ	下痢性貝毒	
	菓子類	アフラトキシン	
	黒ごま調整品	アフラトキシン	
	チョコレート	アフラトキシン	
	ペッパー	アフラトキシン	
イタリア	非加熱食肉製品	リステリア菌(22)	32
	菓子類	シアン化合物(5)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(3)	
	ナチュラルチーズ	病原性大腸菌 O-26 リステリア菌	
インド	ケツメイシ	アフラトキシン(10)	22
	落花生	アフラトキシン(8)	
	ナツメグ	アフラトキシン(2)	
	油菓子	アフラトキシン	
	とうがらし	アフラトキシン	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア菌(10)	12
	菓子	アフラトキシン(2)	
ベトナム	キャッサバ	アフラトキシン(3)	6
	ハトムギ	アフラトキシン(2)	
	落花生	アフラトキシン	
オーストラリア	綿実	アフラトキシン(5)	5
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(4)	4
フランス	植物性油脂	アフラトキシン(2)	4
	フルーツブランデー	メタノール(2)	
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(4)	4
イラン	乾燥いちじく	アフラトキシン(3)	3
韓国	かき	下痢性貝毒(3)	3

生産国	品目分類	違反内容	件数※
スリランカ	ナツメグ	アフラトキシン(2)	3
	ブラジルナッツ	アフラトキシン	
インドネシア	ナツメグ	アフラトキシン(2)	2
カナダ	亜麻の種子	シアン化合物	2
	小麦	鉄片の混入	
ガーナ	キャッサバ	シアン化合物(2)	2
ドイツ	菓子類	シアン化合物	2
	ミックススパイス	アフラトキシン	
ナイジェリア	ゴマの種子	アフラトキシン(2)	2
フィリピン	キャッサバ	シアン化合物(2)	2
ペルー	ブラジルナッツ	アフラトキシン(2)	2
シンガポール	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
チュニジア	ミックススパイス	アフラトキシン	1
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン	1
バングラデシュ	落花生	アフラトキシン	1
ブラジル	キャッサバ	シアン化合物	1
マレーシア	落花生	アフラトキシン	1
メキシコ	とうがらし	アフラトキシン	1
総計			225

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 23 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
中国	漬け物(野菜)	スクラロース(2)、安息香酸、サイクラミン酸、サッカリンナトリウム、ソルビン酸	37
	塩蔵野菜	二酸化硫黄(3)	
	乾燥野菜	二酸化硫黄(3)	
	煮豆類	サイクラミン酸(3)	
	野菜の調整品	TBHQ、サイクラミン酸、二酸化硫黄	
	乾燥きのこ	二酸化硫黄(2)	
	桜葉、柏葉、笹の葉等	二酸化硫黄(2)	
	調味料	TBHQ、ソルビン酸カリウム	
	イモ類の粉	二酸化硫黄	
	加熱食肉製品	亜硝酸根	
	健康食品	サイクラミン酸	
	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄	
	水産動物類調味品(いか)	サイクラミン酸	
	調味乾製品(いか)	サイクラミン酸	
	農産加工品	二酸化硫黄	
	ビスケット類	TBHQ	
	無調味乾製品(えび)	二酸化硫黄	
	冷凍えび(切り身・むき身)	二酸化硫黄	
	冷凍かに(切り身・むき身)	二酸化硫黄	
	冷凍切り身魚類	一酸化炭素	
冷凍食品(水産動物類)	二酸化硫黄		

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
米国	シロップ	安息香酸(11)、ポリソルベート	35
	菓子類	TBHQ(2)、安息香酸	
	乾燥果実	二酸化硫黄(2)、ソルビン酸	
	調味料	TBHQ(3)	
	清涼飲料水	安息香酸、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	
	チョコレート類	TBHQ(2)	
	オレンジ	イマザリル	
	果実酒	ソルビン酸	
	キャンディー類	アセスルファムカリウム	
	穀類の調整品	TBHQ	
	すじこ	亜硝酸根	
	スナック菓子類	TBHQ	
	ナチュラルチーズ	ソルビン酸	
	発酵茶	プロピレングリコール	
	ビスケット類	TBHQ	
マスタード調整品	ポリソルベート		
フィリピン	スナック菓子類	TBHQ(2)	11
	ビスケット類	TBHQ(2)	
	ゆでだこ	二酸化硫黄(2)	
	乾燥果実	二酸化硫黄	
	種実の調整品	二酸化硫黄	
	水産動物類加工品	二酸化硫黄	
	調味料	二酸化硫黄	
	冷凍食品(その他の加工品)	TBHQ	
フランス	菓子類	ブリリアントブラックBN(2)、アゾルビン	11
	キャンディー類	ヒマワリレシチン(3)	
	リキュール類	アゾルビン、キシレンエロー、パテントブルーV	
	チョコレート類	銅クロロフィリンナトリウム	
	冷凍食品(農産加工品)	プロピオン酸	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
イタリア	菓子類	ソルビン酸(4)、アシッドブルー	9
	チョコレート類	アゾルビン、キノリンイエロー	
	シロップ	アゾルビン	
	漬け物(果実)	グルコン酸第一鉄	
スペイン	漬け物(果実)	安息香酸(3)、グルコン酸第一鉄(2)	9
	ナチュラルチーズ	ナタマイシン(ピマリシン)(2)	
	健康食品	TBHQ	
	果実酢	二酸化硫黄	
台湾	塩蔵野菜	二酸化硫黄(2)	9
	いったピーナッツ	サイクラミン酸	
	植物性油脂	TBHQ	
	スナック菓子類	TBHQ	
	タピオカデンプン(糖化用を除く)	二酸化硫黄	
	漬け物(果実)	サイクラミン酸	
	ビスケット類	安息香酸	
	その他の食品	サイクラミン酸	
ベルギー	ジャム	酒石酸カリウムナトリウム(3)	9
	チョコレート類	ソルビン酸(2)	
	マーマレード	酒石酸カリウムナトリウム	
	シロップ	二酸化硫黄	
	その他の食品	アゾルビン、銅クロロフィル	
韓国	冷凍食品(水産動物類)	ポリソルベート(3)	8
	冷凍食品(その他の加工品)	ポリソルベート(3)	
	魚卵加工品	ポリソルベート	
	野菜の調整品	ソルビン酸	
ブラジル	スナック菓子類	TBHQ(3)	8
	即席めん	TBHQ(2)	
	調味料	安息香酸(2)	
	スープ・シチュー類	ポリソルベート	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
カナダ	冷凍食品(野菜)	ポリソルベート(4)	6
	冷凍食品(えび)	ポリソルベート	
	冷凍食品(二枚貝)	ポリソルベート	
タイ	乾燥野菜	二酸化硫黄(2)	6
	果実調整品	二酸化硫黄	
	めん類	二酸化硫黄	
	清涼飲料水	アゾルビン	
	冷凍食品(その他の加工品)	安息香酸	
ベトナム	乾めん	安息香酸(2)	6
	コーヒー製品	サイクラミン酸	
	水煮(たこ)	二酸化硫黄	
	無調味乾製品(魚類)	二酸化硫黄	
	冷凍えび(切り身・むき身)	二酸化硫黄	
インド	果実調整品	安息香酸	5
	健康食品	ヘキサン	
	スナック菓子類	TBHQ	
	着色料製剤	アゾルビン	
	香辛料	ヨウ素化塩	
インドネシア	乾めん	二酸化硫黄(2)	5
	菓子類	TBHQ	
	植物性油脂	THBQ	
	シロップ	アゾルビン	
オーストリア	チョコレート類	アゾルビン(3)	5
	菓子類	ソルビン酸	
	リキュール類	キノリンイエロー	
ペルー	健康食品	パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル	4
	粉末清涼飲料水	アゾルビン	
	漬け物(果実)	安息香酸	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ※
マレーシア	チョコレート類	TBHQ、希釈過酸化ベンゾイル	4
	清涼飲料水	ソルビン酸	
	スナック菓子類	TBHQ	
デンマーク	チョコレート類	ソルビン酸、ヒマワリレシチン	3
	すじこ	亜硝酸根	
トルコ	乾燥果実	二酸化硫黄(3)	3
ニュージーランド	果実の調整品	過酢酸(2)	2
南アフリカ	調味料	TBHQ(2)	2
イギリス	マーマレード	ソルビン酸	1
イスラエル	シロップ	キノリンイエロー	1
エクアドル	冷凍えび	二酸化硫黄	1
オーストラリア	シロップ	ポリソルベート	1
ギリシャ	ビスケット類	ソルビン酸	1
スリランカ	発酵茶	プロピレングリコール	1
チリ	水煮(貝類)	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1
日本	こんにゃくいもの粉	二酸化硫黄	1
パキスタン	調味料	二酸化硫黄	1
香港	無調味乾製品(水産動物類)	二酸化硫黄	1
メキシコ	植物性油脂	TBHQ	1
総計			208

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8—⑤ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 23 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	不検出	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(82)	クロラムフェニコール(7)、フラゾリドン(AOZとして)(5)	99
	いか			クロラムフェニコール(5)	
中国	鶏肉			フラゾリドン(AOZとして)(7)、フラル外ン(AMOZとして)	22
	えび		スルファメキサゾール(4)、クロルテトラサイクリン(2)		
	鰻		エンロフロキサシン	フラゾリドン(AOZとして)、マラカイトグリーン、ロイコマラカイトグリーン	
	とこぶし			フラゾリドン(AOZとして)(2)	
	はぜ			クロラムフェニコール	
	豚肉		クレンプテロール		
タイ	えび	オキシテトラサイクリン、	スルファジアジン、スルファジメキシ	フラゾリドン(AOZとして)	4
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(3)	3
韓国	鰻		オフロキサシン(2)		2
ウクライナ	鶏卵			フラゾリドン(AOZとして)	1
台湾	鰻			フラゾリドン(AOZとして)	1
メキシコ	鶏肉	ラサロント			1
総計					133

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑥ 腐敗、変敗、カビの発生の国別、品目別違反件数(平成 23 年度)

生産国	品目分類	件数※
タイ	米(47)	47
米国	小麦(25)	37
	米(10)	
	大豆(2)	
カナダ	小麦(12)	27
	菜種(12)	
	大麦	
	大豆	
	マスタード類	
ブラジル	大豆(6)	6
オーストラリア	小麦(4)	5
	玄米	
イタリア	米(2)	2
インド	茶の代用品	1
エル・サルヴァドル	コーヒー豆	1
カンボジア	タマネギ	1
パラグアイ	ゴマ	1
ボリビア	ゴマ	1
総計		129

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑦ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 23 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数 [※]
中国	合成樹脂	蒸発残留物(19)、鉛(4)、カプロラクタム(2)、 過マンガン酸カリウム消費量(2)、カドミウム、ジブチルスズ化合物	40
	陶磁器	鉛(6)	
	ガラス	カドミウム、鉛	
	組み合わせ	過マンガン酸カリウム消費量(2)	
	竹	着色料	
韓国	合成樹脂	蒸発残留物(5)、鉛(2)、カドミウム、過マンガン酸カリウム消費量	11
	組み合わせ	蒸発残留物	
	ゴム	亜鉛	
米国	合成樹脂	カプロラクタム、蒸発残留物	5
	ゴム	亜鉛、カドミウム	
	陶磁器	鉛	
イタリア	合成樹脂	カドミウム、カプロラクタム	4
	ゴム	亜鉛、重金属(Pb として)	
ベトナム	合成樹脂	蒸発残留物、ホルムアルデヒド	3
	陶磁器	鉛	
オランダ	合成樹脂	蒸発残留物	2
	ゴム	亜鉛	
台湾	ゴム	鉛(2)	2
ブラジル	ガラス	カドミウム、鉛	2
フランス	合成樹脂	ジブチルスズ化合物、蒸発残留物	2
ベルギー	合成樹脂	蒸発残留物、フタル酸ビス	2
マレーシア	ゴム	亜鉛(2)	2
イギリス	陶磁器	鉛	1
イスラエル	ゴム	亜鉛	1
インド	ゴム	亜鉛	1
オーストラリア	合成樹脂	破裂強度試験	1
オーストリア	ホウロウ引き	カドミウム	1
ドイツ	合成樹脂	蒸発残留物	1
ポーランド	組み合わせ	蒸発残留物	1
総 計			82

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数(平成 23 年度)

国	材質分類	違反内容	件数※
中国	小麦粘土	指定外着色料(11)	17
	組み合わせ	フタル酸ビス(3)	
	ゴム	亜鉛、フタル酸ビス	
	合成樹脂	フタル酸ビス	
カナダ	ゴム	フタル酸ビス	1
総計			18

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 23 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
9月	メキシコ	生鮮パパイア (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国及びカナダにおけるメキシコ産生鮮パパイアのサルモネラ属菌汚染の情報を受け、生鮮パパイア(加熱せずに喫食するもの)が輸入届出された場合には貨物を保留の上、サルモネラ属菌の自主検査を行う措置を講じた。
9月	フランス	ガール県から輸入された食品 (放射性物質汚染のおそれ)	フランスガール県の核関連施設において爆発事故があったとの情報を受け、ガール県からの食品の輸入届出がされた場合、厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。
11月	イタリア	アーモンド詰めオリーブ製品 (ボツリヌス菌汚染のおそれ)	フィンランドにおいて、イタリア産アーモンド詰めオリーブ製品を原因食品としたボツリヌス菌による健康被害が発生したとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
12月	フィリピン	魚介類及びその加工品 (麻痺性貝毒汚染のおそれ)	フィリピンにおいて麻痺性貝毒に汚染された貝を喫食したことによる死亡事例が発生したとの情報を受け、フィリピンから輸入される貝類及びアキアミペーストについて輸入届出がなされた場合は、採取海域・地域・採取時期について確認し、該当するの貨物であった場合には、厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。 また魚、イカ、エビなど(内蔵を含むものに限る)について該当する採取海域・地域・採取時期に採取されたものは、輸入の都度、貨物を保留の上、内臓について麻痺性貝毒の自主検査を指導する措置を講じた。
12月	米国	健康食品 (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	アメリカにおいて、健康食品がサルモネラ属菌に汚染され、関連製品の自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
2月	中国	魚介類 (カドミウム汚染のおそれ)	中国広西チワン族自治区において、竜江河がカドミウムに汚染されたとの情報を受け、竜江、融江及び柳江の流域で漁獲・養殖された魚介類については、安全性が確認されるまで輸入しないように輸入者を指導し、輸入届出がなされた場合には、貨物を保留の上、厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。
2月	全輸出国	バターバー(西洋フキ) (肝毒性のおそれ)	イギリス医薬品庁において、バターバーに肝毒性との関連の疑いがあることから自主回収を講じているとの情報を受け、バターバー又はバターバーを含有する食品の輸入届出がなされた場合には、輸入を控えるように指導する措置を講じた。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
3月	イタリア	ソルビトール (死亡事例)	イタリアにおいて、ソルビトールを摂取した後に死亡した事例の情報を受け、イタリアのCARGILL 社で製造されたソルビトール及びソルビトールを含む食品の輸入届出がなされた場合には厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 23 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
メキシコ産アボカド (アセフェート、メタミドホス)	アセフェートについて、平成 23 年3月から協議開始。平成 23 年4月、検査命令の項目にメタミドホス追加。平成 24 年2月から包括的輸入禁止規定の検討対象品目として協議を開始。対応要請中。	—
米国産ブロッコリー (ピラクロストロビン)	平成 23 年3月協議開始。平成 23 年5月、これまでの検査実績及び米国政府からの原因究明及び改善報告を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	—
米国産オレンジ (イマザリル)	平成 23 年7月から協議開始。協議継続中。	—
韓国産きゅうり、赤・青とうがらし及びミニトマト (残留農薬)	平成 23 年5月から協議開始。平成 23 年6月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—
タイ産ニオイタコノキ、レモングラス、コブミカの葉、オオバコエンドロ及びミズオジギソウ (残留農薬)	平成 22 年 11 月から協議開始。平成 23 年8月、対応要請中。	—
米国産セロリ (ピフェントリン)	平成 23 年 10 月から協議開始。平成 23 年 12 月、米国における残留農薬管理体制及びこれまでの検査実績を踏まえ、特定業者に係る検査強化を解除。平成 24 年3月、輸入時の検査実績を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	—
オーストラリア産かんきつ類 (残留農薬)	平成 23 年 11 月から協議開始。協議継続中。	—
中国産ほうれんそう (残留農薬)	平成 14 年7月から協議開始。平成 23 年 11 月、冷凍調理ほうれんそうについて、中国側の管理体制を踏まえ、中国政府に登録された一部の企業のみ輸入自粛を解除。また、従来の検査実績等を踏まえ、検査命令(クロルピリホス)のほうれんそう、冷凍ほうれんそう及び乾燥ほうれんそうの検体数を1検体とした。	平成 23 年 11 月
韓国産パプリカ (フロニカミド)	平成 24 年2月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
韓国産とうがらし (シメコナゾール)	平成 23 年 12 月、検査命令実施。一部の輸出者について、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 23 年 8～9 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月、手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 23 年 11 月
スイス産チーズ (リステリア菌)	平成 24 年 1 月から協議開始。同年 3 月、スイス政府において衛生管理体制等の対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 23 年度)

韓国	
調査対象	韓国における対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全基本法 食品衛生法 農産物品質管理法 水産物品質管理法
概要	<p>韓国における対日輸出水産食品に関する衛生管理について、韓国政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制について、輸出関係業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、平成 23 年度に事前確認制度に登録された食品工場(2社)について、現地調査を実施し、登録条件となっている各種記録の保管状況や、工場の衛生管理状況について調査を実施した。</p>
ベトナム	
調査対象	ベトナムにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全法 食品安全衛生令 食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令 食品の安全及び衛生の管理、検査及び評価の組織制度に関する政令
概要	<p>ベトナムにおける対日輸出食品の衛生管理体制について、ベトナム政府担当者より説明を受け、ベトナム国内の動物用医薬品の管理及び使用状況を含め、意見交換を行い、加工工場及び養殖池の現地調査についても実施した。</p> <p>また、平成 23 年 7 月 1 日にベトナムで施行された「食品安全法」の施行状況についても確認を行った。</p>
フィリピン	
調査対象	フィリピンにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	共和国法第 3720 号 食品、医薬品及び化粧品法 共和国法第 7394 号 フィリピン消費者法 共和国法第 9711 号 食品医薬品庁(FDA)法 2009 大統領令第 175 号 共和国法 3720 号 食品、医薬品及び化粧品法改正令
概要	<p>フィリピンにおける対日輸出食品の衛生管理について、フィリピンにおける食品衛生規制とその施策・立案についてフィリピン政府担当者より説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、マンゴー農場の現地調査を行い、農薬使用を含む生産管理状況について調査を実施した。併せて、国家農薬分析研究所の視察を行い、試験手順等の確認を実施した。</p>

台湾	
調査対象	台湾における対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品衛生管理法 農産品認証法 商品検査法 動物用医薬品管理法
概要	<p>台湾における対日輸出食品の衛生管理体制及び台湾内の食品監視について、台湾行政院食品薬物管理局担当者より規則や監視の実施状況等の説明を受け、その後意見交換を行った。</p> <p>また、鰻の養殖場及び加工場の衛生管理等を現地調査し、併せて対日輸出水産物及び農産物に係る残留農薬等の検査及び管理システムについて、台湾において輸出前検査を行う検査機関の実地を含む調査を行った。</p>

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
輸入相談実施件数	10,633	11,601	13,275	14,324	15,122
品目別輸入相談件数	22,038	27,083	34,245	34,479	27,334
品目別違反該当件数	401	410	310	426	354

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検査所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数(平成 23 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	1	0.2	シガテラ毒魚
第9条 (病肉等の販売等の制限)	17	4.1	BSE発生国経由牛原料、BSE発生国経由牛由来原料
第10条 (添加物等の販売等の制限)	188	45.0	ヨウ素化塩、ヒマワリレシチン、ポリエチレングリコール、アゾルビン、ヨウ化カリウム、ビタミンK1、硫酸マンガン、βアポカロテナール、エチルセルロース等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	212	50.5	製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造基準不適合・・・清涼飲料水の殺菌不足 ・ 対象外食品への使用・・・菓子へのブチルヒドロキシアニソールの使用等 ・ 過量使用・・・シロップにソルビン酸カリウム使用等 ・ 過量残存・・・乾燥果実に二酸化硫黄残存等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	1	0.2	容器包装の規格基準違反
計	419(延数) 354(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 23 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
米国	健康食品	ポリエチレングリコール(5)、エチルセルロース(2)、アセスルファミカリウム、安息香酸ナトリウム、エチルエステル、クロミウムピコリネート、コハク酸トコフェロール、酸化亜鉛、スクラロース、ニコチン酸イノシトール、尿素、リボフラビン-5'-リン酸、BSE 発生国において牛由来原料を使用、L-セレノメチオニン、N-アセチルグルタミン	73
	菓子類	BSE 発生国において牛由来原料を使用(7)、希釈過酸化ベンゾイル(5)、安息香酸ナトリウム(3)、アセスルファミカリウム、カルミン、指定外添加物(香料)、臭素酸カリウム、ソルビン酸カリウム	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(6)、酒石酸ナトリウムカリウム(2)、安息香酸カリウム、合成カフェイン、コリン、製造基準不適合、銅クロロフィリンナトリウム、二酸化ケイ素	
	粉末清涼飲料	亜セレン酸ナトリウム、塩化クロム、ビオチン、硫酸亜鉛	
	ナチュラルチーズ	β -アポカロテナール(4)	
	種実類加工品	酸化エチレン、酸化プロピレン	
	パイナップル	ジオクチルスルホコハク酸ナトリウム、ポリオキシエチレンドデニルフェニコール	
	ミネラルウォーター	イオン化銀、炭酸水素カリウム	
	その他の食品	エチルセルロース、オルトリン酸鉄	
	果実加工品	ヒマワリレシチン	
	粉ミルク	重酒石酸コリン	
	食肉製品	安息香酸ナトリウム	
フランス	粉ミルク	亜セレン酸ナトリウム(2)、グルコン酸マンガン(2)、重酒石酸コリン(2)、ビタミン K1(2)、ヨウ化カリウム(2)	37
	菓子類	ソルビン酸カリウム(3)、BSE 発生国において牛由来原料を使用(2)、安息香酸ナトリウム、6- <i>o</i> - α -D-グルコピラノシル-D-マンニトール	
	ケーキ類	ソルビン酸カリウム(3)、銅クロロフィリンナトリウム	
	その他の食品	亜硝酸ナトリウム(4)	
	乳飲料	製造基準不適合(3)	
	健康食品	酢酸カリウム(2)	
	食酢	亜硫酸(2)	
	種実類加工品	ソルビン酸	
	ナチュラルチーズ	ソルビン酸カリウム	
	生食用鮮魚介類	過酸化水素	
	フラワーペースト類	銅クロロフィル	
	リキュール類	パテントブルー V	

生産国	品目	違反該当内容	件数
オーストラリア	リキュール類	安息香酸ナトリウム(5)、ソルビン酸カリウム(5)、アズルビン	36
	清涼飲料水	二酸化硫黄(3)、二酸化ジメチル(3)、ソルビン酸(2)	
	菓子類	ヨウ素化塩(7)	
	健康食品	酸化鉄、三二酸化鉄、セレノメチオニン	
	粉ミルク	ヨウ化カリウム(3)	
	パン類	ヨウ素化塩(3)	
	その他の食品	ソルビン酸カリウム	
ドイツ	粉ミルク	セレン酸ナトリウム(4)、ヨウ素酸カリウム(4)、硫酸マンガン(4)、ビタミンK1(3)、亜セレン酸ナトリウム、ビタミンK3、硫酸カリウム	36
	ビール	アズルビン(3)、安息香酸ナトリウム(3)、サイクラミン酸(3)	
	菓子類	三二酸化鉄(2)	
	健康食品	グルコン酸硫酸塩、ネオヘスペリジン	
	香辛料	ソルビン酸カリウム	
	清涼飲料水	製造基準不適合	
	農産加工品	二酢酸ナトリウム	
	冷凍食品	ヨウ素化塩	
	その他の食品	BSE 発生国において牛由来原料を使用	
	中国	即席めん	
調味料		ソルビン酸カリウム(5)	
菓子類		アズルビン、ソルビン酸カリウム、ブラウンHT	
シロップ		ソルビン酸カリウム、プロピレングリコール	
農産加工品		ソルビン酸、チオ硫酸ナトリウム	
器具		アンチモン不適合	
ケーキ類		ブチルヒドロキシアニソール	
食肉製品		無水酢酸	
食品添加物		ヒアルロン酸ナトリウム	
漬け物		サイクラミン酸ナトリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
韓国	清涼飲料水	製造基準不適合(6)、安息香酸ナトリウム、カドミウム、鉛	26
	菓子類	ステアリン酸マグネシウム(4)	
	健康食品	酸化亜鉛、フマル酸第一鉄、リン酸第二鉄	
	粉末清涼飲料	アルミノケイ酸ナトリウム(2)	
	その他の食品	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム(2)	
	アイスクリーム類	シリコーン樹脂	
	食品添加物	未承認遺伝子組換え酵素使用	
	調味料	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	
	漬け物	パラオキシ安息香酸メチル	
	ビール	硫酸亜鉛	
	ヨーグルト	アミド化ペクチン	
イタリア	菓子類	ソルビン酸カリウム(3)、アブラヤシ由来レシチン(2)、ブチルヒドロキシアニソール	16
	その他の食品	ソルビン酸カリウム(3)、キノリンイエロー	
	冷凍食品	BSE 発生国において牛由来原料を使用(2)、ピロリン酸三ナトリウム	
	ケーキ類	ソルビン酸カリウム	
	シロップ	プロピレングリコール	
清涼飲料水	カルミン		
フィリピン	菓子類	ヨウ素化塩(4)	13
	魚介類加工品	ヨウ素化塩(3)	
	種実類加工品	ヨウ素化塩	
	食肉製品	ヨウ素化塩	
	清涼飲料水	ヨウ素化塩	
	即席めん	食用黄色4号	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	農産加工品	二酸化硫黄	
タイ	清涼飲料水	製造基準不適合(3)、クエン酸亜鉛	12
	調味料	銅クロロフィリンナトリウム、銅クロロフィル、ソルビン酸カリウム	
	果実加工品	安息香酸ナトリウム	
	器具・容器包装	用途別規格不適合	
	魚介類加工品	ヨウ素化塩	
	粉末清涼飲料	ピコリン酸クロム	
	ミネラルウォーター	二酸化マンガン	

生産国	品目	違反該当内容	件数
マレーシア	冷凍食品	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム(6)、ブラウン HT	12
	ソース類	安息香酸(2)	
	アオハタモドキ	シガテラ毒魚	
	菓子類	アルミノケイ酸ナトリウム	
	清涼飲料水	ケイ酸アルミニウムナトリウム	
トルコ	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)、β-アポ-8'-カロテナール(2)、アゾルビン、エステルガム、ソルビン酸カリウム、プリリアントブラック	11
	果実加工品	ソルビン酸カリウム(2)	
	菓子類	ヒマワリ由来カロチノイド色素	
ペルー	チョコレート類	ソルビン酸(7)	11
	清涼飲料水	ギ酸アンモニウム(3)	
	健康食品	エチルセルロース	
カナダ	菓子類	ソルビン酸カリウム(4)	9
	健康食品	ホウ酸ナトリウム、硫酸マンガン	
	魚介類加工品	二酸化塩素	
	ケーキ類	ソルビン酸	
	調味料	食用黄色5号	
ベルギー	チョコレート類	ソルビン酸(8)、ケイ酸アルミニウムカリウム	9
デンマーク	菓子類	酢酸亜鉛(4)、ヒマワリレシチン(4)	8
イギリス	調味料	アミド化ペクチン、安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	6
	菓子類	ソルビン酸	
	健康食品	ヒマワリレシチン	
	その他の食品	銅クロロフィリン	
台湾	清涼飲料水	ソルビン酸(2)	6
	農産加工品	ソルビン酸カリウム(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	麵に合成着色料(2)	
ブラジル	清涼飲料水	製造基準不適合(5)	6
	菓子類	安息香酸ナトリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
ロシア	菓子類	キノリンイエロー、グリーンS	6
	魚介類加工品	安息香酸ナトリウム、ブラックNP	
	ミネラルウォーター	原水規格不適合	
	その他の食品	ソルビン酸カリウム	
イスラエル	シロップ	プロピレングリコール(3)	5
	健康食品	フィットエン、フィットフルエン	
ポルトガル	食酢	二酸化硫黄(3)	5
	スープ・シチュー類	BSE 発生国において牛由来原料を使用(2)	
インドネシア	菓子類	コチニールアルミニウムレーキ、ブラウンHK	4
	調味料	ヨウ素化塩	
	ミネラルウォーター	原水規格不適合	
マケドニア	穀類調整品	クエン酸マグネシウム(2)、ビオチン(2)	4
オランダ	健康食品	コリン塩酸塩(3)	3
スペイン	菓子類	ヒマワリレシチン	3
	シロップ	シリコーン樹脂	
	農産加工品	二酸化硫黄	
ニュージーランド	菓子類	プロピレングリコール	3
	健康食品	BSE発生国において牛由来原料を使用	
	にんじん	次亜臭素酸塩	
ベトナム	清涼飲料水	アセスルファムカリウム	3
	農産加工品	プロピレングリコール	
	ミネラルウォーター	原水規格不適合	
ポーランド	調味料	ソルビン酸カリウム(2)、銅クロロフィル	3
メキシコ	調味料	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	3
	穀類調整品	ソルビン酸カリウム	
オーストリア	菓子類	ヒマワリレシチン(2)	2
ギリシャ	菓子類	ソルビン酸、フッ化ナトリウム	2
シンガポール	菓子類	キノリンイエロー	3
	油脂	ステアロイル乳酸ナトリウム	
	健康食品	ステアリン酸マグネシウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
スリランカ	清涼飲料水	安息香酸	2
	ミネラルウォーター	原水規格不適合	
スロバキア	ミネラルウォーター	製造基準不適合(2)	2
パキスタン	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)	2
ウクライナ	清涼飲料水	ヨウ素	1
ガーナ	健康食品	放射線照射	1
グルジア	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	1
スウェーデン	食肉製品	製造基準不適合	1
チェコ	健康食品	ポリエチレングリコール	1
チリ	果実加工品	過酢酸	1
フィジー	清涼飲料水	亜塩素酸ナトリウム	1
プエルトリコ	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	1
ベラルーシ	健康食品	ポリエチレングリコール	1
香港	清涼飲料水	製造基準不適合	1
ミャンマー	清涼飲料水	製造基準不適合	1
総計			419

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 23 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
中国	アスパラガス	アメトリン	5
	未成熟いんげん	ブプロフェジン	
	鰻加工品	イベルメクチン	
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ	
	ブロッコリー	ハロキシホップ	
タイ	未成熟えんどう	シペルメトリン、プロピコナゾール、ジフェノコ ナゾール、ジニコナゾール	4
韓国	養殖ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i> (3)	3
米国	牛肉	衛生証明書の不添付(2)	3
	シナモンパウダー	エチレンオキサイド	
イタリア	フルーツブランデー	メタノール	1
フランス	シリアル	ヒマワリレシチン	1
マレーシア	クラッカー	TBHQ	1
合 計			18

※件数は、違反内容の延べ件数

(参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜塩素酸ナトリウム	添加物(殺菌料、漂白剤)
アシッドブルー	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
亜硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)
アセスルファミカリウム	添加物(甘味料)
アセタミプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アブラヤシレシチン	指定外添加物
アミド化ペクチン	指定外添加物
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アルジカルブスルホキシド	農薬(殺虫剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸カリウム	指定外添加物
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
イオン化銀	指定外添加物
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
イベルメクチン	動物用医薬品(内寄生虫用剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エステルガム	添加剤(チューインガム基礎剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)

用語	説明
エチルエステル	指定外添加物
エチルセルロース	指定外添加物
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
塩化クロム	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
オルトリン酸鉄	指定外添加物
過酢酸	指定外添加物
過酸化水素	添加物(殺菌料、漂白剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	農薬(カーバメート系殺菌剤)
カルミン	指定外添加物
ギ酸アンモニウム	指定外添加物
希釈過酸化ベンゾイル	添加物(小麦粉処理剤)
キシレンイエロー	指定外添加物
キノリンイエロー	指定外添加物
クエン酸亜鉛	指定外添加物
クエン酸マグネシウム	指定外添加物
グリーン S	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルコン酸マンガン	指定外添加物
グルコン酸硫酸塩	指定外添加物
クレンブテロール	動物用医薬品(繁殖用剤)
クロミウムピコリネート	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルデン	農薬(有機塩素系殺虫剤)

用語	説明
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(殺虫剤)
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
合成カフェイン	指定外添加物
コハク酸トコフェロール	指定外添加物
コリン塩酸塩	指定外添加物
サイクラミン酸	指定外添加物
サイクラミン酸ナトリウム	指定外添加物
酢酸亜鉛	指定外添加物
酢酸カリウム	指定外添加物
酸化亜鉛	指定外添加物
酸化エチレン	指定外添加物
酸化鉄	指定外添加物
酸化プロピレン	指定外添加物
次亜臭素酸塩	指定外添加物
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
シエノピラフェン	農薬(ピラゾール系殺虫剤)
ジオクチルスルホコハク酸ナトリウム	指定外添加物
シガテラ毒魚	シガテラ毒(シガトキシン及びその類縁化合物)を有する魚介類
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シメコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物

用語	説明
臭素酸カリウム	指定外添加物
酒石酸カリウムナトリウム	指定外添加物
食用黄色4号	添加物(着色料)
食用黄色5号	添加物(着色料)
シリコーン樹脂	添加物(消泡剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(殺菌剤)
スルファジメトキシ	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
セレンメチオニン	指定外添加物
セレン酸ナトリウム	指定外添加物
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
炭酸水素カリウム	指定外添加物
チアベンダゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
チオ硫酸ナトリウム	指定外添加物
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェンジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
銅クロロフィリン	指定外添加物
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリフルラリン	農薬(ジニトロアニリン系殺虫剤)

用語	説明
トリポリリン酸ナトリウムカリウム	指定外添加物
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
ニコチン酸イノシトール	指定外添加物
二酢酸ナトリウム	指定外添加物
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
二酸化マンガン	指定外添加物
二炭酸ジメチル	指定外添加物
ニトロフラントイン	動物用医薬品(フラン系合成抗菌剤)
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
尿素	指定外添加物
ネオヘスペリジン	指定外添加物
パツリン	ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生されるカビ毒
パテントブルーV	指定外添加物
パラオキシ安息香酸プロピル	指定外添加物
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
ヒアルロン酸ナトリウム	指定外添加物
ビオチン	添加物(強化剤)
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビタミン K1	指定外添加物
ビテルタノール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピペロニルブトキシド	農薬(ヘテロサイクリック系共力剤)
ヒマワリレシチン	指定外添加物
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
ピロリン酸三ナトリウム	指定外添加物
フィトエン	指定外添加物
フィトフルエン	指定外添加物

用語	説明
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フェニトロチオン	農薬(殺虫剤)
フェンアミドン	農薬(イミダゾリン系殺菌剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンブコナゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フッ化ナトリウム	指定外添加物
ブプロフェジン	農薬(殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
ブラウン HK	指定外添加物
ブラウン HT	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AOZ
ブラック NP	指定外添加物
フラルタドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AMOZ
ブリリアントブラック BN	指定外添加物
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキシニル	農薬(防かび剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサン	添加物(油脂抽出剤)
ヘプタクロル	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ホウ酸ナトリウム	指定外添加物
ホキシム	農薬(殺虫剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリオキシエチレンドデニルフェニコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)

用語	説明
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
無水酢酸	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物
ラサロシド	動物用医薬品
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
リボフラビン-5'-リン酸	指定外添加物
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
硫酸カリウム	指定外添加物
硫酸マンガン	指定外添加物
リン酸第二鉄	指定外添加物
ルフエヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
ロイコマラカイトグリーン	動物用医薬品マラカイトグリーンの代謝物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬
6- α -D-グルコピラノシル-D-マンニトール	指定外添加物
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
DDT	農薬(有機塩素系殺虫剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
L-セレノメチオニン	指定外添加物

用語	説明
N-アセチルグルタミン	指定外添加物
TBHQ	指定外添加物
β -アポ-8'-カロテナル	指定外添加物
β -アポカロテナル	指定外添加物